令和８年７月１日

各　　位

新 潟 市 水 道 局
総 務 部 経 理 課

新潟市水道局公告の訂正について（お知らせ）

令和８年７月１日に新潟市水道局公告第２１号（７）で公告した「浄巻施８第１号　油臭モニター設置工事」について、「営業拠点」を下記の通り訂正することといたしました。

入札参加者の皆様には、ご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

記

営業拠点	
訂正前	訂正後
新潟市内に本社（店）を有するもの。	新潟市内に本社（店）、支社（店）または営業所を有するもの。

以上